

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険は、加入されている方が健康的な生活を送るための医療保険制度のひとつです。

令和8年3月末現在の加入状況は、2,789世帯、被保険者数は4,320人で、前年度対比（被保険者数）は3.5%の減少となっています。

令和7年度決算の収支状況は、歳入22億7,646万円に対し、歳出22億4,337万円となり、差し引き3,309万円については、2分の1にあたる1,655万円を財政調整基金へ積み立て、残りを令和8年度へ繰り越します。

医療費の状況として、加入者の年間1人あたりの医療費は、360,327円で、前年度対比1.1%の減少となっています。平成30年度から、市町村とともに北海道が財政運営の責任主体として事業を運営しています。町としては、これからも加入者の方の身近な窓口として、特定健康診査およびがん検診の受診率向上、保健指導の推進、生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中など）の早期発見・早期治療など健康の保持・増進を図り、健全な事業の運営に努めます。

令和7年度決算額

歳入	歳出
国民健康保険税	総務費
国・道支出金	保険給付費
財産収入	国保事業費納付金
繰入金	保健事業費
繰越金	基金積立金
その他	その他
合計	合計

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して医療を受けることができるよう高齢者の方にかかる医療費の財源を明確にし、社会全体で支え合うための制度として創設されました。

運営主体は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合（北海道は北海道後期高齢者医療広域連合）です。

対象となる方は、75歳以上の方（75歳の誕生日から加入）および65歳～74歳で一定の障がいのある方（申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）で、令和8年3月末現在で被保険者数3,414人（75歳以上3,351人、65歳～74歳で一定の障がいのある方63人）となっています。

町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡し等の窓口業務を主に行なっています。

令和7年度決算額

歳入	歳出
後期高齢者医療保険料	総務費
国庫支出金	北海道後期高齢者医療 広域連合納付金
繰入金	諸支出金
繰越金	
繰入金	
広域連合支出金	
合計	合計

※歳入歳出の差引額140万円は翌年度に繰り越します。

介護保険事業特別会計

介護保険は、加齢等により介護が必要となった人が尊厳をもって、その人の持っている能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように、高齢者等の介護を社会全体で支え合う制度です。

その運営については、在宅や施設でのサービス費（保険給付費）の半分を保険料（※第1号被保険者23%・第2号被保険者27%）で、残り半分为国25%（施設等分は20%）、道12.5%（施設等分は17.5%）、町12.5%の負担により支えられています。

介護が必要と認定された人数は、令和7年度末現在1,009人と、令和6年度末に比べ23人の増加となっており、今後も高齢者人口の増加に伴い増えることが予想されます。

令和7年度決算の収支状況は、歳入16億8,112万円、歳出15億9,057万円の、差し引き9,055万円となり、今後保険給付費が不足した場合の財源として、4,528万円を介護給付費準備基金に積み立てることとし、残額を国、北海道、支払基金から交付された負担金や交付金の翌年度精算による返還分等として令和8年度へ繰り越すこととしています。

なお、第1号被保険者の保険料の額は3年毎に見直され、令和7年度の保険料の額は、令和6年度～令和8年度までの保険料の額となっています。

※第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、年金からの天引きか納付書での納付により収納されます。

※第2号被保険者（40歳～64歳の方）の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せされ、医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を経由して町に交付されます。

令和7年度決算額

歳入	歳出
【保険事業勘定】	
保険料	総務費
国庫支出金	保険給付費
支払基金交付金	（要介護認定者等 に対して行われ た介護サービ スに係る費用）
道支出金	地域支援事業費
一般会計繰入金	その他
準備基金繰入金	
繰越金	
その他	
小計	小計
【サービス事業勘定】	
サービス収入	事業費
その他	
小計	小計
合計	合計

○保険事業勘定～被保険者資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定・調査、保険給付等介護保険の運営、地域支援事業に係る勘定科目

○サービス事業勘定～居宅介護予防支援事業等の運営に係る勘定科目